

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の概要

介護に従事する外国人の受入れ

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、**介護福祉士の国家資格を有する者**を対象とする新たな在留資格を創設する。

背景

- ・高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大。

「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

- 介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。

改正案の概要

公布の日から1年以内に施行

在留資格「介護」の創設

現在は、経済連携協定(EPA)の枠組み以外では、介護従事者としての入国・在留は認めていない



活動内容を「本邦の公私の機関との契約に基づいて**介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動**」として、新在留資格「介護」を創設

【別表第1の2「介護」関係】

偽装滞在者対策の強化

偽装滞在者の問題に対応するため、**罰則の整備**、**在留資格取消事由の拡充等**の措置を講ずる。

背景

- ・在留資格を不正に取得する者等(いわゆる偽装滞在者)が問題となっている。また、偽装等の手口が悪質・巧妙化。

「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)

- 偽装滞在者対策等の推進…に積極的に取り組んでいくこととする。

改正案の概要

公布の日から3月以内に施行

1. 罰則の整備

- ① 偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格変更許可等を受けた場合の罰則を整備 【第70条関係】
- ② 営利目的で①の行為の実行を容易にした場合の罰則を整備(※現行入管法には、こうした罰則がない。) 【第74条の6関係】

2. 在留資格取消事由の拡充等

- ② 活動を継続して三月以上行わないで在留している場合(現行)に加え、活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合も取消事由とする 【第22条の4関係】
- ③ ②の新取消事由について、逃亡のおそれがあるときは、出国猶予期間を定めず、直ちに退去強制手続に移行することとする 【第22条の4及び第24条関係】
- ④ 在留資格取消処分に係る事実の調査の実施主体を、「入国審査官」から「入国審査官又は入国警備官」に変更 【第59条の2関係】

3. 退去強制に関する規定の整備

- ⑤ ②の行為を唆すなどした場合を退去強制事由に追加 【第24条関係】